

企画作成のための仕様書

1 事業名

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業

2 目的

農林水産省では、我が国農林水産・食品産業の競争力を強化し、成長産業化を促進するために、農林水産・食品分野に他分野のアイディア・技術等を導入し、従来の常識を覆す革新的な技術・商品・サービスを創出する場として、「知」の集積と活用の場を設立し、産学官連携の仕組みを充実してきた。

今後は、令和2年6月26日に統合イノベーション戦略推進会議によって決定された「バイオ戦略2020」に則したバイオエコノミー（注1）等を推進していくため、これまでの活動で充実した「知」の集積と活用の場を活用し、人材・資金・技術・設備機器など様々なリソースを結びつけ、スタートアップの創出、海外との連携等を目指す人材の活動を支援する。

（注1）バイオテクノロジーや再生可能な生物資源等を利活用し、持続的で、再生可能性のある循環型の経済社会を拡大させる概念

3 事業内容

目的を達成するため、「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームのプロデューサー又はプロデューサーの推薦を受けた者を事業実施責任者（プロジェクトリーダー）としたプロジェクトチームを設置し、以下の事業を実施する。

（1）国際連携、分野融合、組織間連携の構築及び推進

海外の試験研究機関との連携、一定のテーマに沿った研究開発プラットフォーム間の連携、金融、地方自治体、農業者団体等これまで参画が十分でなかつた分野との連携等の構築と推進

（2）バイオとデジタルの融合を担える研究人材の育成

バイオとデジタルの融合を担える研究人材を育成するための研修の実施、バイオとデジタルの融合を推進するためのセミナー等の開催

（3）農林水産・食品分野の研究成果を活用した商品化・事業化モデルの構築

研究開発プラットフォームから上市が期待される商品等について、試作を含む市場調査等を行い、ビジネスプランの検証や修正により商品化、事業化のモデルを構築

(4) 商品化・事業化モデルを実現するための体制の構築

著しい成長が期待されるバイオエコノミー市場へ参画するために必要な体制の構築

このうち（1）については必須とし、（2）～（4）については1つ以上を選択して実施することとする。

※研究要素を含む調査や試験は、本事業の対象としない。

「統合イノベーション戦略 2020（令和2年7月17日閣議決定）」で示された地域バイオコミュニティの形成及び連携した活動については、審査での加点を行う。

4 事業の実施体制

プロジェクトチームには、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）及び経理責任者を配置し、委託契約の締結、資金管理等の事務を行う代表機関を配置すること。

5 事業の実施期間及び委託費の限度額

事業の実施期間は、契約締結の日から令和4年3月3日（木）までとする。

また、委託費の限度額は、1件当たり8,000千円とする。

6 成果品

3の事業内容について、報告書に取りまとめ提出すること。なお、報告書の具体的な内容は次のとおりとする。

なお、（2）～（4）については選択して実施したものについて報告すること。

（1）報告書の内容

項目	内 容	備 考
（1）国際連携、分野融合、組織間連携の構築及び推進	<ul style="list-style-type: none">・活動計画・活動計画の実施状況	
（2）バイオとデジタルの融合を担える研究人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・活動計画・活動計画の実施状況・バイオとデジタルの融合を担える研究人材の育成成果報告書	
（3）農林水産・食品分野の研究成果を活用した商品化・事業化モデルの構築	<ul style="list-style-type: none">・活動計画・活動計画の実施状況・研究成果を活用した商品化・事業化モデルの構築成果報告書	

(4) 商品化・事業化モデルを実現するための体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画 ・活動計画の実施状況 ・商品化・事業化モデルを実現するための体制の構築成果報告書 	
-----------------------------	--	--

(2) 報告書の部数等

① 部数等

3部／20ページ程度

② 報告書を収録した電磁的記録媒体（CD又はDVD） 1部

なお、納入する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

7 事業実績報告書

事業が終了したときは、事業実績報告書を2部提出すること。

8 その他

(1) 受託者は、情報セキュリティの確保に万全を努めることとし、特に、次の点に注意すること。

① 本委託事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な個人情報等の管理を行うこと。

② 本委託事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、ファイアウォールの設定等、本委託事業に係る情報が不正に外部に流失しないよう、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な個人情報等の管理に係る措置を講じること。

③ 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに事業担当職員に報告し、今後の対応方針について協議すること。

④ 受託者は、本委託事業の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

⑤ 受託者は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。

⑥ 受託者は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理

するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。

(2) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた事項については、速やかに事業担当職員と協議すること。

(3) 再委託の適正化を図るための措置

- ① 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- ② 受託者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、委託契約書に定めるところに従って発注者の承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(注) 再委託してはならない業務及び再委託比率の上限の例外

- ア 再委託先の業務が海外で行われる場合
- イ 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項及び第 6 項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
- エ その他支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長が契約の性質又は目的からやむを得ないと認める場合

(4) 本委託事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、算定すること。

(5) 本委託事業に採択されたプロジェクトチームの事業実施責任者（プロジェクトリーダー）は、「知」の集積と活用の場の産学官連携協議会等の招聘に応じて、意見交換等を行うこと。